

東京都公報

発行
東京都

目次

告示

- 市街地再開発組合の事業計画の変更認可……………
- ……………（都市整備局市街地整備部再開発課）…
- 建築基準法による道路位置の指定……………
- ……………（都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第二課）…
- 建築基準法による道路の指定……………（同）…
- 生活保護法による指定介護機関の指定取消し……………
- ……………（福祉局生活福祉部保護課）…
- 大規模小売店舗立地法に基づく意見の概要……………
- ……………（産業労働局商工部地域産業振興課）…

公告

告示

●東京都告示第九百七十七号

都市再開発法（昭和四十四年法律第三十八号）第三十八条第一項の規定に基づきJR小岩駅北口地区市街地再開発組合の事業計画の変更を認可したので、同条第二項において準用する同法第十九条第一項の規定により、次のように告示する。

令和五年九月六日

東京都知事 小池 百合子

一 組合の名称

JR小岩駅北口地区市街地再開発組合

二 事業施行期間

令和二年一月二十四日から令和十三年三月三十一日まで

三 施行地区

江戸川区西小岩一丁目、西小岩三丁目及び西小岩四丁目各地内

四 事務所の所在地及び設立認可の年月日

江戸川区西小岩一丁目十九番二十九号エトワールビル
令和二年一月二十四日

五 事業計画の変更の認可の年月日

令和五年九月六日

●東京都告示第九百七十八号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号。以下「法」という。）第四十二条第一項第五号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。

なお、関係図書は、東京都多摩建築指導事務所に備え置いて縦覧に供する。

令和五年九月六日

東京都多摩建築指導事務局長

名 取 伸 明

指定に係る道路の種類	指定年月日	指定に係る道路の位置	指定に係る道路の延長及び幅員（単位メートル）
法第四十二条	令和五年八月二十二日	狛江市岩戸北四丁目千三百三十四番二十五、同番七十八番十八、千三百四十一番十六、千三百四十八番三、千三百四十九番十三、同番十四、同番十九、千三百	延長 四六三・二三 幅員 一六・〇〇

法第四十二条 令和五年八月二十二日 東村山市青葉 延長

第一項第五号の規定による道路
月二十一日
町二丁目十八番十七、同番四十四及び同番四十五の各一部
一一・二四
四・〇〇

●東京都告示第九百七十九号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号。以下「法」という。）第四十二条第一項第四号の規定により、次のとおり道路を指定した。

なお、関係図書は、東京都多摩建築指導事務所に備え置いて縦覧に供する。

令和五年九月六日

東京都多摩建築指導事務局長

名 取 伸 明

指定に係る道路の種類	指定年月日	指定に係る道路の位置	指定に係る道路の延長及び幅員（単位メートル）
法第四十二条第一項第四号の規定による道路	令和五年八月二十二日	狛江市岩戸北四丁目千三百三十四番二十五、同番七十八番十八、千三百四十一番十六、千三百四十八番三、千三百四十九番十三、同番十四、同番十九、千三百	延長 四六三・二三 幅員 一六・〇〇

（一）次に掲げる地番の全部
狛江市岩戸北四丁目千三百三十四番二十五、同番七十八番十八、千三百四十一番十六、千三百四十八番三、千三百四十九番十三、同番十四、同番十九、千三百

百五十一番十
 八、千三百五
 十二番三、千
 四百十七番一、
 同番一地先、
 千四百十八番
 四地先、千四
 百二十二番十
 四、同番十五
 及び千四百三
 十番二十八
 (二)次に掲げ
 る地番の一
 部
 狛江市岩戸
 北四丁目千三
 百三十四番二
 十一、同番二
 十三、同番二
 十四、同番六
 十五、千三百
 三十八番一か
 ら同番三まで、
 千三百三十九
 番六、同番八、
 同番九、同番
 十九、同番二
 十、千三百四
 十番三、同番
 四、同番八、
 同番十一、同
 番十八、千三
 百四十一番二、
 同番十一、同
 番十八、同番
 十九、千三百
 四十二番一、
 千三百四十三
 番一から同番
 四まで、千三
 百四十七番三、

千三百四十八
 番一、同番三
 から同番五ま
 で、千三百四
 十九番十二、
 同番十六、千
 三百五十一番
 一、千三百五
 十三番二、同
 番九、同番二
 十四、千三百
 五十四番十六、
 同番二十五、
 千四百九番四、
 同番六、千四
 百十番六、千
 四百十一番一
 から同番三ま
 で、千四百十
 二番二、千四
 百十六番二、
 千四百十八番
 一、同番四、
 同番五、千四
 百十九番一、
 同番二、同番
 八、同番十か
 ら同番十二ま
 で、同番十五
 から同番十七
 まで、千四百
 二十一番二か
 ら同番四まで、
 千四百二十二
 番八、同番九、
 同番十六、千
 四百二十四番
 一、同番六、
 千四百三十番
 三、同番十七、
 同番十八、千

四百三十四番
 一、同番九及
 び同番十

●東京都告示第九百八十号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号。以下
 「法」という。)第五十四条の二第五項において準用する
 法第五十一条第二項(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進
 並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立
 の支援に関する法律(平成六年法律第三十号。以下「中国
 残留邦人等支援法」という。))第十四条第四項においてそ
 の例によるものとされた場合を含む。)の規定により、指
 定介護機関の指定を取り消したので、法第五十五条の三第
 四号及び生活保護法施行規則(昭和二十五年厚生省令第二
 十一号)第十六条(中国残留邦人等支援法第十四条第四項
 においてその例によるものとされた場合を含む。)の規定
 に基づき、次のとおり告示する。

令和五年九月六日

東京都知事 小 池 百合子

介護保険 事業所番号	事業者の名称	主たる事務所の所在地	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの名称	取消年月日
1373201100	株式会社ファーストリバーメ ディカルコンサルティング	東京都町田市三輪町501-2	ファーストリビング町田三輪	東京都町田市三輪町501-2	認知症対応型共同生活介護	令和5年6月30日
1373201100	株式会社ファーストリバーメ ディカルコンサルティング	東京都町田市三輪町501-2	ファーストリビング町田三輪	東京都町田市三輪町501-2	介護予防認知症対応型共同生 活介護	令和5年6月30日

公 告

大規模小売店舗立地法に基づく意見の概要に
ついて

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八
条第一項の規定により大規模小売店舗の届出の公告に係る
意見を聴取したので、同条第三項の規定により次のとおり
意見の概要を公告し、当該意見を縦覧に供する。

令和五年九月六日

東京都知事 小 池 百合子

一 店舗名 テルミナ

二 店舗所在地 墨田区江東橋三丁目十四番五号

三 設置者名 東日本旅客鉄道株式会社ほか一名

四 意見

ア 聴取者 墨田区長

イ 概要 意見なし

ウ 収受日 令和五年八月二十二日

五 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課
（新宿区西新宿二丁目八番一号）

六 縦覧期間 令和五年九月六日から同年十月六日まで。
ただし、東京都の休日に関する条例（平
成元年東京都条例第十号）に定める休日
を除く。

七 縦覧時間 午前九時三十分から午後四時三十分まで。
ただし、正午から午後一時までを除く。

発行
東京
東京都新宿区西新宿三丁目八番一
号
電話 〇三(五三二一)一一一一(代)

郵便番号
163-8001

定価
本号
一箇月 六、六〇〇円
(郵送料を含む) 三〇円

印刷所
勝美印刷株式会社
東京都文京区白山一丁目十三番七号
電話 〇三(三八二二)五二〇一(代)

郵便番号
113-0001

